

保護者 様

新潟県立国際情報高等学校長

学校感染症による出席（登校）停止について（通知）

お子様が罹患された（または疑われる）疾病は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づき、校内での感染拡大を防止するため、他の児童生徒等に感染するおそれのある期間は「出席（登校）停止」の措置となります。つきましては、医療機関を受診のうえ適切な治療を受け、回復後は医師による診断・指導を受け「感染症診断通知書（登校許可書）」を作成いただき、登校時に速やかに学校へ提出してください。

【留意事項】

- 1 出席停止の扱い
出席停止期間中は「欠席」とはならず、進級・卒業等の出席日数計算から除外（出席停止）扱いとなります。
- 2 医療機関での文書料
本通知書（登校許可書）の記入にあたり、医療機関によっては文書作成料（保険適用外）が発生する場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
- 3 インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症について
医師の証明書に代えて、保護者記入の「療養解除届」で代替します。学校ホームページからダウンロードして記入・提出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・

感染症診断通知書（登校許可書）

新潟県立国際情報高等学校長 様

_____年 _____組 生徒氏名： _____

病名

- ☐ 百日咳 ☐ 麻しん ☐ 流行性耳下腺炎 ☐ 風しん ☐ 水痘 ☐ 咽頭結膜熱
- ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 ☐ その他（ _____ ）

証明内容

上記児童生徒の疾病は治癒し、または他の児童生徒に感染させるおそれがないと認められますので、通知いたします。

診断年月日：令和 _____年 _____月 _____日

出席（登校）してもよいと認められる日 ： 令和 _____年 _____月 _____日から 登校可能

医療機関名及び医師氏名 医 療 機 関 名： _____

医 師 氏 名： _____

■ 学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく出席停止期間の基準（抜粋）

感染症分類	病 名	出席（登校）停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで
第 2 種 （飛沫・空気感染等により広範に流行するおそれのあるもの）	インフルエンザ （鳥インフルエンザ等を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで。
第 2 種 （その他）	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
第 2 種 （その他）	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第 3 種 （学校教育活動において流行を広げるおそれのあるもの）	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
その他の感染症	（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎 等）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め、または流行防止上必要と認められた期間。